

令和6年4月1日改定

# 令和6年度 恩田学童保育クラブ入所のしおり

「ただいま」、「おかえり」からはじまるもう一つの場所

安心して帰り、くつろいで過ごし、大切にされる子どもたちの居場所



1. 本しおりは、必ずお読みください。
2. 本しおりの内容は、条例等の改正により変更する場合があります。
3. ご不明な点は、下記連絡先へお問い合わせください。

【問合せ先】

NPO 法人にここにおひさまクラブ（事務所：宇部市五十目山町 1-54-2）

電話 080-8986-4473

Email : npo1@nikosun.jp

## 目 次

恩田学童保育クラブについて.....	1
利用期間.....	1
休所日.....	1
臨時休所.....	1
開所時間.....	2
生活の流れ.....	2
持ち物.....	2
ハグノート（アプリ）のご登録について.....	2
利用者の負担金について.....	3
利用料.....	3
納付方法.....	3
延長利用料.....	4
入所児童の要件について.....	4
入所申し込み・変更・退所について.....	5
利用申し込み.....	5
入所申込書の配布時期.....	5
入所決定通知.....	5
年度途中からの利用や短期利用.....	6
届出内容の変更.....	6
退所または休所.....	6
緊急時の対応について.....	6
けが、病気（体調不良）等が発生した場合.....	6
地震発生の場合.....	6
台風・大雨等の場合.....	7
放課後子ども教室との連携について.....	7
その他.....	7
保護者へのお願い.....	9

# 1. 恩田学童保育クラブについて

## 1) 恩田学童保育クラブの目的

保護者が労働などによって昼間家庭にいない小学校に就学しているお子さまを対象に、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、自主性・社会性・創造性の向上や、基本的な生活習慣・学習習慣及び読書習慣の確立等をはかることを目的に学童保育クラブを運営しています。

## 2) こどもたちへの願い

NPO 法人にここおひさまクラブ（以下本法人）は、恩田の宝である子どもたちに「こんな子どもたちに育ってほしい」との願いで運営をしています。

- ◆ 自分の思いを言葉で表現し、相手のことも認めることができる子ども
- ◆ 異年齢集団での遊びや生活を通して、相手を思いやり人の気持の分かる子ども
- ◆ 自分のことは自分ででき、友だちの手助けもできる子ども
- ◆ 友だちと協力しあって遊びを工夫し、楽しさを共有できる子ども

## 3) 利用期間

- ① 通年利用：4月1日から年度末まで
- ② 長期休暇期間のみ：学期末短縮授業日から、学期はじめ短縮授業日まで
- ③ 一時利用：緊急で保育が必要な場合

## 4) 休所日

- ① 日曜日 ② 祝日 ③ 年末年始（12/29～1/3）
- ④ お盆の特別保育期間（8/13～16）※1か所のみ開所して合同保育となります。できるだけご家族でお過ごしください。

## 5) 臨時休所

災害や流感などで学校が臨時休校となった場合は学童保育クラブも休所となります。災害などで学校が児童の安全のために終業時刻を早めて一斉下校となった場合は、学童保育クラブを休所する場合があります。

※ 流感で学年閉鎖や学級閉鎖になった場合、該当の学年や学級のお子さまの利用は出来ません。

## 6) 開所時間

- ◆学校の通常授業日 小学校下校時刻～18:00
- ◆土曜日、学校の振替休日、春・夏・冬休み期間中 8:00～18:00
- ◆延長保育 18:00～18:30
- ◆早朝保育（土曜日、春・夏・冬休み期間中） 7:30～8:00

※延長保育、早朝保育の利用を希望される場合は、事前に申込書の提出が必要となります。

## 7) 生活の流れ

学童保育クラブでの生活時間を区切り、放課後の時間を自己管理できるようにします。

平日の時間帯一例

14時		15時		16時		17時		18時	
下校	→ 登所 宿題・ 学習	おやつ		自由時間		お迎え 準備	お迎え		

土曜日・長期休みの時間帯一例

8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
開所	→ 登所 学習	朝の会	自由 時間	昼食	お腹休め 時間	自由 時間	おやつ	自由 時間	お迎え 準備	お迎え

## 8) 持ち物

- ◆ハンカチ、着替え、その他学童保育クラブから指示されたもの
- ◆お弁当、飲み物（学校で給食が出ない日、または一日保育の日）

## 9) ハグノート（アプリ）のご登録について

当学童では出欠連絡やお知らせの配信など、保護者との連絡手段にハグノート（アプリ）を活用しております。入所決定しましたら、携帯番号のSMSに招待をお送りしますので、その際にアプリのインストールとご登録をお願い致します。

欠席のご連絡め切は当日朝9時となっております。それまでにハグノートへご入力・申請をお願いします。当日朝9時を過ぎると当日分のご入力は出来なくなりますので、その場合は、学童保育クラブへ直接お電話かメールをお願い致します。

また、学童利用料等の引落しが出来なかった場合のご連絡もハグノートからお知らせしますので、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

## 2. 利用者の負担金について

### 1) 利用料等

#### ● 通年利用の場合

	4月	5・6月	7月	8月	9～翌2月	3月
利用料	2900	各 2500	3000	3700	各 2500	2900
おやつ代	各 2000					
保険料	各 135					
合計	5035	4635	5135	5835	4635	5035

単位 (円)

#### ● 長期休暇期間のみの場合

	4月	7月	8月	12月	1月	3月
利用料	1200	2000	3200	1000	1000	2000
おやつ代	850	1300	1700	800	800	1300
保険料	各 135					
合計	2185	3435	5035	1935	1935	3435

単位 (円)

#### ● 土曜保育利用料

1日利用につき 100 円 (おやつ代含む)

※ 月末締め、翌月 27 日利用料と合わせて口座引落

#### ● 延長、早朝利用料

1日 1人 50 円

※ 18:00 過ぎから 18:30 の間に児童を迎えに来られた場合、土曜日及び長期休暇期間中の早朝保育 7:30～8:00 にご利用された場合は、宇部市の基準に基づき、月末締めで計算し、翌月 27 日に利用料と併せて口座引き落としでお支払いただきます。

※ 上記の金額は、児童 1 人当たりの利用料等です。

※ 月の内 1 日でも学童を利用された場合、利用月の利用料をいただきます。

※ 長期休暇期間のみの登録者の料金は変更の可能性があります。

※ おやつ代は、イベント費としても使わせていただきます。

※ 保険料は、児童健全育成推進財団の傷害・賠償責任共済です。

※ 生活保護世帯や就学援助費の交付を受けている世帯は、利用料と保険料の減免制度があります。7 月までに減免申請をされた場合は 4 月分までさかのぼって支給され、8 月以降に減免申請された場合は、申請月分からの支給になります (就学援助費については宇部市にお問い合わせ下さい。減免申請については 4 月以降ご案内します)。

## 2) 納付方法

利用料等は、当月分を当月 27 日にゆうちょ銀行のご利用口座よりお支払いいただきます。引落手数料は本法人が負担します。27 日に引き落としができなかった場合は、翌月の 13 日に再度引き落します。利用料等の滞納があったときは、学童保育クラブの利用をお断りする場合があります。

	内 容	備 考
引落日	当月分の利用料と前月の延長保育料 毎月 27 日 (郵便局がお休みの場合は次の営業日)	必ず引落日までに口座に利用料などをご準備ください。
再引落日	上記で引落が出来なかった場合 翌月 13 日 (郵便局がお休みの場合は次の営業日)	再引落は 1 回のみです。再引落日に引落が出来ない場合は、ゆうちょ銀行の本法人の口座に振込んで頂きます。但し、 <u>手数料が発生する場合、保護者の負担となります。</u>

## 3. 入所児童の要件について

保護者及び同一住所の 65 歳未満の祖父母が次のいずれかに該当する場合とします。

保護者の状況	要 件	必要書類
就労	就労により、その児童の保育ができない場合。 ※原則、1 日概ね 4 時間以上の就労があり、かつ勤務終了が午後 3 時以降であること。(長期休業期間中は、午前 8 時から午後 5 時までの間に、概ね 4 時間以上の就労があること。) ※夜勤の場合は、勤務終了時間(通勤時間を含む)に 8 時間(睡眠時間)を加えた時間が午後 3 時以降であること。	就労証明書
母親の出産	出産前後で、その児童の保育ができない場合。 ※出産のみの場合は、産前 8 週間、産後 8 週間の期間を入所の対象とする。なお、その後の育児休業を取得した場合、その期間は原則として入所の対象外とする。	母子健康手帳の写し(出産予定日が記載されたもの)

疾病・負傷・障害	病気や負傷のため、又は精神もしくは身体に障害があるために、児童の保育ができない場合。	診断書、各種手帳の写し等
病人等の介護	長期にわたり病気の状態にあるか、精神もしくは身体に障害のある同居の親族を常時介護しているために、その児童の保育ができない場合。	看護・介護等申告書(所定様式)及び各種手帳等の写し
就学	就労のため職業訓練施設や学校に通っているため、その児童の保育ができない場合。	在学証明書及びカリキュラムが分かるもの
求職	求職活動により、その児童の保育ができない場合。 ※入所は3か月を限度とする。	公共職業安定所等の証明、採用試験の結果通知等
家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっているために、その児童の保育ができない場合。	罹災証明書
その他	その他、市長が特別の事情があると認める場合。	申立書(所定様式)

## 4. 入所申し込み・変更・退所について

### 1) 入所申し込み

入所申込書をもれなくご記入のうえ、保護者の就労証明書・口座振替依頼書(処理済み2枚目)を添えて、学童保育クラブか事務所へ開所時間中に直接ご持参ください。

※小学校やふれあいセンターの事務所は提出場所ではありませんのでご注意ください。

### 2) 入所申込書の配布時期

新1年生：就学時健康検診の際に小学校にて配布

新2年生～新6年生：10月に学童保育クラブにて配布

年度途中：学童保育クラブか事務所にて配布

### 3) 入所決定通知

入所申込書類を審査のうえ、後日、入所決定通知書を学童保育クラブで配布又はご自宅宛に郵送します。

### 4) 年度途中からの利用や短期利用

年度途中からや短期間の利用希望は、利用開始希望月の前月 20 日までに入所申込書類を、学童保育クラブにご提出ください。

緊急事態でご利用希望の場合は、事務にお電話ください。

### 5) 届出内容の変更

届出書類に記入した内容に変更が生じたときは、必ず学童保育クラブに変更を届け出てください。

### 6) 退所又は休所

学童保育クラブの利用をやめる場合、又は休所される場合は、前月末までに「退所届」、又は「休所届」を学童保育クラブに提出してください。

※事前に提出書類が確認できなかった場合は、利用料等が口座から引き落としされますのでご注意ください。

## 5. 緊急時の対応について

### 1) けが、病気（体調不良）等が発生した場合

保育時間中のけが、病気（体調不良）等が発生した場合は、ただちに保護者にご連絡いたしますので速やかに学童保育クラブや病院へお迎えをお願いいたします。発熱の場合の連絡は、37度5分以上を目安としておりますが、お子さまの様子を見て、熱が低い場合でもご連絡する場合がございます。けがの場合は傷害保険の対象となります。保険の対象は、学童保育クラブにて発生したものです。学校から学童保育クラブへの移動中は下校中になりますので、けが等は学校で対応することになります。緊急連絡先（勤務先、携帯電話等）に変更が生じた場合は必ず、学童保育クラブへご連絡ください。

### 2) 地震発生の場合

- ① 登所前（学校の下校前）に地震が発生した場合、学校の対応を踏まえ、開所・閉所を判断します。学校が引渡しを行う場合は、学校での引渡しとなります。
- ② 学童保育クラブでのお子さまの保育中に地震が発生した場合、状況に応じてお迎えをお願いすることがあります。震度によっては、学童保育クラブからの連絡がなく

ても保護者又は代理者の早急なお迎えをお願いします。なお、状況により避難場所への引率等を行います。

### 3) 台風・大雨・大雪等の場合

- ①学校が保護者へのお子さまの引渡しを行う場合、地震発生の場合と同様に、学校での引渡しとなります。
- ②学校が集団下校させる場合、登所予定のお子さまは学童保育クラブに登所となります。
- ③学童保育クラブでの保育中に、台風等の状況が悪化した場合、原則として保育を継続しますが、状況に応じて、早急なお迎えをお願いすることがあります。地震発生の場合と同様、お子さまの安全確保に努めますので、早急なお迎えへのご協力をお願いします。

※なお、地震や台風などで休校期間中は、原則学童保育クラブも休所となります。状況及びお子さまの状態によっては、変更する可能性もありますので、ご了承ください。

## 6. 放課後子ども教室との連携について

「放課後子ども教室」は、放課後や週末等にふれあいセンターや小学校の体育館や教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことにより、地域社会の中で、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを推進することを目的としています。全ての児童が対象で、豊かな体験活動を提供する社会教育事業です。恩田地域づくり協議会のホームページの子ども教室申込フォームからの事前申込が必要です。詳しくは毎月発行の「おひさまだより」をご覧ください。

恩田地域づくり協議会ホームページ  
<https://onda-ube.com>



## 7. その他

### 1) 児童の昼食について

土曜日、春・夏・冬休み、学校の振替休日など学校給食がない日は、お子さまにお弁当と飲み物（お茶か水）を持参させてください。

## 2) 利用の制限について

お子さまがインフルエンザなどの感染症に罹患した場合は、軽症であっても小学校と同様に医師や学校の通学許可が出るまで登所できません。

## 3) 送迎について

土曜日・長期休暇・学校の振替休日などの利用は、安全のため午前8時以降に学童保育クラブ教室まで必ず保護者等によりお連れください（早朝保育利用の場合は7時半以降）。延長保育終了時刻（18：30）までに必ずお子さまを迎えに来てください。お車での送迎の際は、お子さまの安全な学校生活のために校内での運転には十分ご注意頂き、お車は必ず所定の場所へ駐車するようお願いいたします。各学童保育クラブへの移動通路は、校舎内の指定された階段を使用し、廊下は走らず静かに通行してください（裏表紙「学童保育クラブの場所」参照）。

## 4) 学童保育クラブの連絡先について

学童保育クラブにハグノートアプリ以外から連絡するときは、各クラブの電話番号に直接連絡して下さい。小学校やふれあいセンター、好生園の事務所へは電話しないで下さい。お子さまが学童保育を欠席するときは必ず事前に学童保育クラブへお知らせ下さい。

連絡先： 恩田 1 クラブ	080-8986-7021	恩田ふれあいセンター教室
恩田 2 クラブ	080-8986-7022	恩田小 A 教室
恩田 3 クラブ	080-8986-7023	恩田小低学年図書室
恩田 4 クラブ	080-8986-7024	好生園
恩田 5 クラブ	080-8986-4474	恩田小礼法室
土曜保育	080-8986-4474	恩田小 A 教室

## 5) 利用時間中の塾や習い事について

学童保育クラブ利用中にお子さまが塾や習い事に行く場合は、事故防止のために保護者又は事前にご連絡いただいた方が責任をもって学童保育クラブから送迎してください。学童保育クラブでは塾や習い事先への送迎はできません。やむを得ず送迎ができない場合は、「帰宅・一時外出届」を提出していただきますが、学童保育室を退出後は保護者の責任を持って行うものとします。

## 6) 保護者に就労等がない日の利用について

保護者に就労等がない日、もしくは、入所申込時の申請内容以外の理由では、学童保育クラブは利用できません。以下の場合には利用できません。

例) ご兄弟の習い事等による理由（試合）など

## 7) クラス分けについて

学童保育クラブのクラス分けについては、本法人で決定させていただきます。

## 8) 施設・設備の破損について

お子さまが故意に学童保育クラブの施設・設備破損した場合、保護者の責任で原状回復してください。

## 9) 各種書類について

学童保育クラブ各種書類については、支援員にお問い合わせください。

# 8. 保護者の皆様へのお願い

## 1) 遊びや生活の場面で、子どもの体調や情緒の把握に努め、子どもの安全を第一に考えて、その状況に応じた支援をします。

- ◆ご家庭での健康面や気になることは必ずご連絡をお願いします。
- ◆病気やケガの場合は、速やかに保護者の方にご連絡しますので、早急なお迎えをお願いします。
- ◆学童をお休みされる場合には必ずご連絡をお願いします。お子さまの判断で学童を欠席した場合の所在を把握するため、連絡がなく欠席された場合は保護者の方にご連絡いたします。

## 2) 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、人の話を静かに聞くなど、集団生活や社会生活に必要な「協力性」「分担制」「決まり事(ルール)」などが理解できるようにします。

- ◆家庭と学童が協力して取り組む必要がありますので、保護者様のご理解とご協力をよろしくお願いします。
- ◆支援員がお子さまに厳しく指導する場合がありますが、ルールを守ることが大切であることを知ってもらうためですので、ご理解をお願いします。
- ◆お子さまに清掃や片付けなどをさせますが、生活習慣の習得の一環ですので、ご理解をお願いします。
- ◆小学校でも学童でも、脱いだ履物をそろえる習慣をつけさせています。どうぞご協力ください。

### 3) 制作活動、伝承遊び、地域の文化に触れる体験などを通じて異年齢の子ども達が協力し合って、自発的に遊びを作り出すように支援します。

- ◆学童での出来事などをお知らせしますので、お子さまと一緒に家庭でも話し合うなどコミュニケーションをはかってください。
- ◆いじめや、意見の対立による喧嘩などには早期対応に努めますが、何か気になることなどがあれば、早めに情報の提供をお願いします。
- ◆学童保育の活動中に負傷した場合、保険に加入していますので、通院された場合 2,000 円/日が支払われます。

### 4) 安全・安心なおやつ、季節感を感じるおやつなどの提供に努めています。

- ◆アレルギーがある場合は必ずお知らせ下さい。
- ◆食べきれないおやつと食べたおやつの容器等は、持ち帰っていただきます。必ずビニール袋の準備をお願いします。
- ◆学童をお休みする場合は、当日分のおやつをお渡しします。下校後に2クラブに取りに来てください。

### 5) 学童保育クラブに関する問い合わせ

- ◆学童保育クラブに関する問い合わせについては、学童保育クラブか事務所とし、ふれあいセンターや小学校、好生園には問い合わせはしないようにお願いします。

学童保育クラブは、年齢や発達の状態が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場所です。子どもたちが笑顔で過ごせる、安全な居場所になるように、学校と地域と連携をはかりながら努めてまいります。

保護者のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

NPO 法人にこここおひさまクラブ

「学童保育クラブの場所」

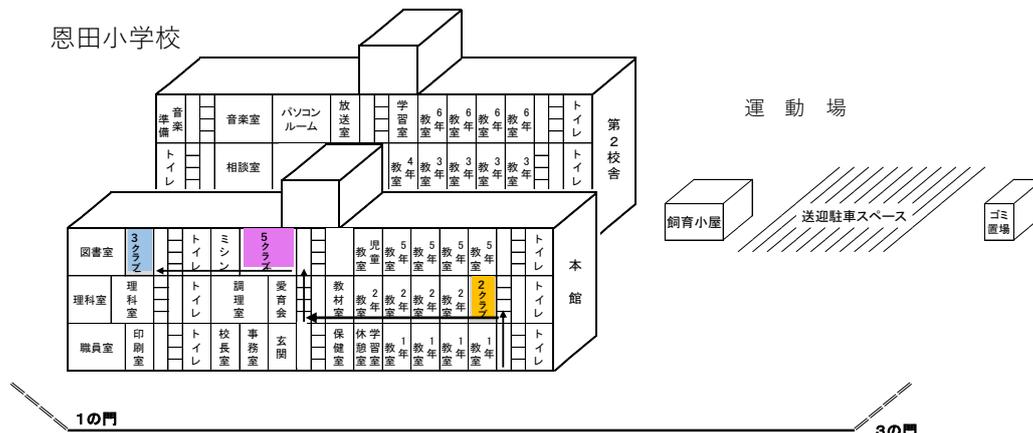
●1クラブ（恩田ふれあいセンター）

◆別館を追加で借りて遊んだり空港公園に行くこともあります。



●2・3・5クラブ（恩田小学校内）

恩田小学校



◆学童保育クラブの靴箱は、1・2年生は各自の靴箱、3年生以上は本館（国道側校舎の飼育小屋側の靴箱）となります。

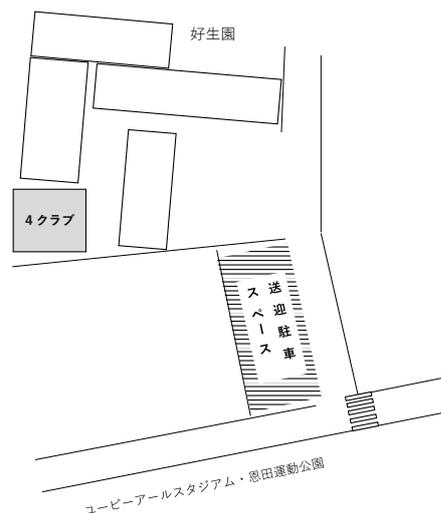
◆2クラブ（A教室）へは1・2年昇降口側の階段のみを使って上がってください。3クラブ（低学年図書室）5クラブ（礼法室）へは、2クラブの前から2年生の教室の前を通り、中央階段を上がってください。体育館へ行く際は、2階渡り廊下を通して体育館側の校舎に渡り、中央階段を降りて行ってください。廊下は走らず静かに通行してください。

◆送迎の際のお車の校内乗り入れについては、ルールを守り児童の安全確保に十分注意し通行してください。

●4クラブ（好生園）

◆好生園へのお迎え時の車の置き場所（道路から入って直ぐの空き地）と敷地内は高齢者施設なので走らないようにお願いします。

◆恩田運動公園や俵田体育館を借りて遊ぶこともあります。



【発行】

特定非営利活動法人（NPO 法人）にここにおひさまクラブ

（〒755-0005 宇部市五十目山町 1-54-2）

電話 080-8986-4473

Email : npo1@nikosun.jp